

損害保険の契約をお考えの皆さまへ

バイヤーズガイド

損害保険の契約にあたっての手引



事故や災害など、いざというときに備えるのが損害保険です。

この手引は、損害保険の契約をご検討されている皆さまが安心して契約いただけるように、契約にあたって特にご注意いただきたいことをまとめたものです。

なお、保険会社によっては、この手引の内容と取扱いが異なるものもありますので、詳細は代理店または保険会社にご確認ください。

保険には、偶然の事故によって生じた実際の損害額に対して保険金が支払われる「損害保険」と、人の生死に関してあらかじめ定めた金額が支払われる「生命保険」があり、この他の保険として、人のケガや病気などに備える「第三分野の保険」があります。

損害保険は損害保険会社が、生命保険は生命保険会社が取り扱っていますが、第三分野の保険は、損害保険会社、生命保険会社の両方で取り扱っています。

(参考) 損害保険と生命保険



損害保険の種類によっては、貯蓄性を兼ね備えた積立型の保険もあります。

損害保険会社の商品の契約をご検討の方は、この手引をご覧ください。
この手引は、一般社団法人 日本損害保険協会のホームページでもご覧いただくことができます。

生命保険会社の商品をご検討の方は、公益財団法人 生命保険文化センターのホームページをご覧ください。

一般社団法人 日本損害保険協会のホームページ

<http://www.sonpo.or.jp/>

公益財団法人 生命保険文化センターのホームページ

<http://www.jili.or.jp/>

この手引の活用にあたって

■この手引は以下の構成になっています。契約を考えている保険種目によってお読みいただく項目(○印)が異なります。

ページ	項目	記載されている内容	お読みいただく項目		
			自賠責保険 自動車保険 の契約を お考えの方	火災保険 地震保険 の契約を お考えの方	傷害保険 医療保険 の契約を お考えの方
2	損害保険を契約するときの注意点	保険契約の流れに沿って、ご注意いただきたいことが記載されています。	○	○	○
保険種類ごとの契約の手引		保険種目ごとに、契約にあたっての注意点と、よくあるご質問をまとめています。			
4	くるまの保険を契約するための手引	自賠責保険・自動車保険	○		
8	住まいの保険を契約するための手引	火災保険・地震保険		○	
12	からだの保険を契約するための手引	傷害保険・医療保険			○
関連して知っておいていただきたいこと					
16	I. 損害保険代理店とは	損害保険代理店の主な業務等を記載しています。	○	○	○
18	II. 契約後にご注意いただきたい事項	契約後、是非知っておいていただきたい次の事項が記載されています。 1.契約のクーリング・オフ 2.契約の継続手続き 3.契約内容の変更(通知義務) 4.契約の解約 5.保険金の請求 6.その他	○	○	○

私たちの日常生活は、交通事故、火災・自然災害、ケガ・病気など、さまざまなリスク(危険)にさらされています。そして、これらのリスクは、私たちに大きな経済的損失をもたらすおそれがあります。

このような経済的損失に備える有効な方法として、損害保険の活用があります。損害保険は、少ない負担(保険料)で万一の場合には大きな補償(保険金)を得ることができますので、私たちの生活の安定につながる非常に有意義な制度です。

このような特徴を持った損害保険は、日常生活のさまざまなリスクに対応して多様な商品が販売されていますが、個々人のリスクの状況は、その人の生活様式・年齢・家族構成などによりさまざまです。したがって、損害保険を契約するには、ご自身のリスクの状況をよく分析し、それに見合った商品を選択してその内容について納得したうえで契約する必要があります。

ここでは、損害保険を契約するとき特に注意が必要な点をまとめましたので、次の5点を必ずご確認ください。

注意点 1 重要事項を必ず確認しましょう。

- 代理店、または保険会社から、「重要事項説明書(契約概要・注意喚起情報)」という書類が渡されます。
- 「重要事項説明書(契約概要・注意喚起情報)」では、「重要事項」を以下のとおり分類して記載しています。

重要事項説明書	記載されている重要事項
契約概要	保険商品の内容をご理解いただくための事項 (商品の仕組み、補償の内容など)
注意喚起情報	ご契約に際して契約者にとって不利益になる事項等、特にご注意ください いただきたい事項 (告知義務の内容など)

- 保険種類ごとの重要事項に関するポイントを4ページから15ページにまとめてありますので、代理店または保険会社からの説明を受ける際、確認事項の参考としてください。

注意点 2 告知事項は正しく記入しましょう。

- 保険契約の締結にあたり、契約者または被保険者(補償の対象となる方)は保険契約上の重要な事項のうち保険会社が告知を求めたものについて、事実を保険会社に正しく告知しなければなりません。これを「告知義務」といいます。
- お客さまから告知いただく事項(「告知事項」といいます。)は、申込書・告知書に質問形式で記載されていますので、この質問に対して事実を漏れなく正確に記入する必要があります。
※保険会社によっては、インターネット画面で告知することもあります。
- 告知義務に違反すると契約を解除されたり、保険金が支払われないことがあります。

❗ 告知義務違反の例

- ・自動車保険の契約にあたり、契約する自動車の型式、登録番号、車台番号、用途車種を正しく申告しなかった。
- ・火災保険の契約にあたり、建物の構造(例:木造、鉄骨造等)・用途を正しく申告しなかった。
- ・医療保険の契約にあたり、会社の健康診断で要検査とされた事項を正しく申告しなかった。

注意点 3 契約内容を最終確認しましょう。

- 契約時には、お客さまが契約しようとしている内容の最終確認をします。契約内容がご自身のリスクの状況に照らして目的やニーズに合った補償内容となっているかを質問事項に回答しながら、最終的に確認しましょう。
- 注意点1～2の内容に十分納得してから、申込書等に正しい情報を記入し、よく確認したうえで署名または記名・押印してください。

注意点 4 保険料を払い込みましょう。

- 補償が開始される日は、契約の手続きをした日ではなく、契約を結んだ際に保険会社に提出した申込書記載の契約期間の開始日となります。
- 保険料が払い込まれていない場合、申込書記載の契約期間の開始日以降に事故が発生しても保険金は支払われません。ただし、口座振替やクレジットカードによる保険料の払い込みなどの契約では、別途、払込期日が設けられており、上記とは異なることがあります。

参考 保険料の払込方法

- ・保険料の払込方法は、契約と同時にその全額を支払う「一括払い」以外に、「分割払い（年払い、月払い等）」があります。分割払いの場合は、毎回の払込期日までに保険料を払い込みください。保険料の払い込みがない場合、事故が発生しても、保険金は支払われません。また、ご契約が解除される場合があります。
- ・保険料は、代理店または保険会社に直接現金で払い込むほか、最近では、お客様にとって利便性の高い、口座振替、クレジットカード払いやコンビニ払いといった払込方法が推奨されています。

注意点 5 領収証・保険証券を確認しましょう。

- 現金で保険料の払い込みを行った場合、代理店または保険会社から所定の領収証が発行されます（クレジットカード払いや口座振替などの払い込みの場合は、領収証は発行されません。）。
※保険会社では、募集人の名刺等の裏面に保険料を領収した旨を記載することや、市販・私製の領収証の発行は認めていません。保険会社の所定の領収証であるかをご確認ください。また、現金で保険料の払い込みを行ったにもかかわらず、領収証が発行されない場合は、保険会社に確認してください。
- 保険契約の申込み後、保険会社から契約者に保険証券が送付されますので、契約内容（補償内容や保険料など）を今一度ご確認ください。契約後、1ヶ月程度経過しても保険証券が届かない場合は、保険会社に直接お問い合わせください。
- その他不明な点や不審な点がある場合、保険会社に直接お問い合わせください。



くるまの保険を契約するための手引

自賠責保険・自動車保険

! 契約にあたってのご注意

POINT 1

自賠責保険では、ご自身のケガや、他人の財産に対する損害は補償されません。

- 自賠責保険(自動車損害賠償責任保険)は、自動車による人身事故の被害者を救済するために、法律で契約が義務付けられている保険です。(右表の緑色の部分)
- 自賠責保険は、他人を死傷させた場合の損害賠償(対人賠償)のみを補償する保険で、ご自身のケガや他人のモノなどに対する損害賠償(対物賠償)は補償されません。
- また、右表のとおり自賠責保険には支払われる保険金の額に限度額がありますので、これを超える損害賠償に備えるには、任意の自動車保険を契約する必要があります。
- 自動車保険(任意保険)は、被害者への対人賠償および対物賠償のほか、ご自身や同乗者のケガ、所有する車の損害などの補償を全てセットにしたり、数種類を組み合わせたりして販売されています。(右表の水色の部分)



? よくあるご質問

Q1 人身傷害補償保険と搭乗者傷害保険の補償内容は、どのように違うのですか？

A1 どちらも自動車事故により、契約の車に乗車中の方が死傷した場合に補償される保険ですが、次のような違いがあります。

	人身傷害補償保険	搭乗者傷害保険
対象事故	契約者とその家族については、契約の車に乗車中の方が自動車事故によって死傷した場合だけでなく、歩行中や他の車に乗車中の自動車事故によって死傷した場合も補償されるのが一般的。	契約の車に乗車しているときの自動車事故によって死傷した場合に限り、補償される。
補償内容	契約金額を限度に、ケガの場合の治療費・休業損害、死亡の場合の逸失利益等の損害が補償される。	ケガによる死亡・後遺障害・入院・通院に対して、契約金額に基づいてあらかじめ設定された額が支払われる。

なお、人身傷害補償保険と搭乗者傷害保険の双方を契約している場合は、それぞれから保険金が支払われます。

Q2 車両保険を契約する場合には、どのような点に注意すればよいですか？

A2 車両保険を契約する際は、次の点にご注意ください。

■契約金額
契約時点における市場販売価格を基準に契約金額を設定します。事故による修理代などがこの契約金額を超える場合でも、契約金額までしか補償されません。

■免責金額
損害額の一部を自己負担する金額のことを「免責金額」といいます(免責金額をゼロとすることも可能です。)。免責金額を高く設定するほど保険料は抑えられますが、万一のときの自己負担額が増えることになります。

■補償範囲
補償範囲を限定して保険料を抑えるタイプの車両保険もあります。例えば、あて逃げや単独事故などによる損害を補償しないものがあり、その場合、これらの事故による損害には保険金は支払われません。

くるまの保険には、法律で契約が義務付けられている「自賠責保険(自動車損害賠償責任保険)」と任意で契約する「自動車保険」の2種類があります。

自賠責保険と自動車保険の補償内容

	ケガ	モノ
被害者への賠償	<p>相手の方にケガをさせた</p> <p>自賠責保険</p> <p>法律で契約が義務付けられている保険です。対人賠償(他人を死傷させた場合の損害賠償)のみ補償され、支払限度額(死亡:3,000万円、後遺障害:75万円～4,000万円、傷害:120万円)があります。</p> <p> ①対人賠償保険</p> <p>自動車事故により、他人を死傷させ、法律上の損害賠償責任を負った場合に、自賠責保険の支払限度額を超える損害が補償されます。</p>	<p>相手のモノを壊した</p> <p> ②対物賠償保険</p> <p>自動車事故により、他人の自動車や建物などの財物に損害を与え、法律上の損害賠償責任を負った場合の損害が補償されます。</p>
	<p>※①および②の被害者への賠償については、事故を起こされた方に代わり、保険会社が示談交渉を行うサービスが提供されています。ただし、契約者側に過失がない場合、示談交渉は行えません。</p>	
ご自身への補償	<p>ご自身や、搭乗中の方がケガをした</p> <p> ③人身傷害補償保険(人身傷害保険)</p> <ul style="list-style-type: none"> ●自動車事故によって契約の車に乗車中の方が死傷した場合に、加害者から賠償を受けられない分も含めた損害額が補償されます。ただし、保険会社所定の基準で計算した額が契約金額の範囲で支払われます。 ●お車を主に使用される方とその家族については、上記の補償に加えて歩行中や他の車に乗車中の自動車事故で死傷した場合でも補償されるのが一般的です。 <p>※契約の車に乗車中の自動車事故のみに補償を限定することもできます。</p> <p> ④搭乗者傷害保険</p> <p>自動車事故により、契約の車に乗車中の方が死傷した場合に、死亡・後遺障害、入院・通院に対してあらかじめ設定された金額が保険金として支払われます。</p> <p> ⑤無保険車傷害保険</p> <p>自動車事故により、契約の車に乗車中の方が死亡または後遺障害を被った場合で、加害者が対人賠償保険に加入していないなどのため、十分な損害賠償が受けられないときに、その損害が補償されます。</p> <p> ⑥自損事故保険</p> <ul style="list-style-type: none"> ●電柱との衝突や崖からの転落など、自動車損害賠償保障法の適用がない単独事故等で、運転者自身が死傷したときに、あらかじめ設定された金額が保険金として支払われます。 ●人身傷害補償保険で補償される場合、自損事故保険からは保険金が支払われません。 	<p>ご自身のお車が壊れた</p> <p> ⑦車両保険</p> <p>事故によって契約の車が損害を受けた場合に保険金が支払われます。あて逃げや電柱に衝突するなどの単独事故による損害を補償しないタイプの車両保険もあります。</p> <p>自動車保険 (①～⑦の部分)</p>



! 契約にあたっての注意

POINT 2

自動車保険は、契約条件によって保険料を抑えられる場合がありますが、補償範囲が限定されるため、契約にあたっては十分確認する必要があります。

■記名被保険者

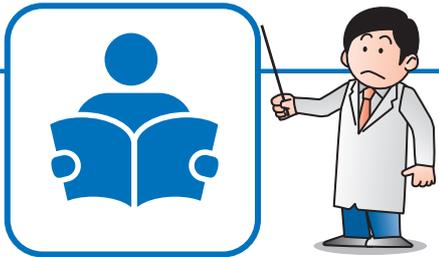
お車を主に使用される方を申込書の被保険者欄に記載します(この方を「記名被保険者」といいます。)。この記名被保険者を中心に補償の対象となる方の範囲などが決まるため、重要な事項です。

■運転者の範囲

運転者を記名被保険者本人とその配偶者に限定したり、記名被保険者とその家族に限定したりするなど、運転者の範囲に条件を設定することにより保険料を抑えることができます。ただし、これにより補償範囲が限定されるため、設定条件として適切かを十分確認する必要があります。

■運転者の年齢

例えば、30歳以上の方が運転される間の事故に限り補償の対象とするなど、運転者の年齢に条件を設定することにより保険料を抑えることができます。ただし、これにより補償範囲が限定されるため、設定条件として適切かを十分確認する必要があります。



? よくあるご質問

Q3 運転者の範囲を家族に限定した自動車保険を契約していますが、結婚後、別の場所に住んでいる子供が運転して事故を起こした場合、補償されますか?

A3 自動車保険で運転者の範囲を家族に限定した場合、一般的に家族の範囲は、下記の「ひとくちメモ」のとおりです。記名被保険者またはその配偶者の子供が結婚して別の場所に住んでいるときは、その子供が運転して起こした事故については補償されません。よって、運転者の範囲の設定には注意が必要です。

- ひとくちメモ ①
- 自動車保険における「家族」とは、一般的に次の方々をいいます。
- 記名被保険者の配偶者
 - 記名被保険者または配偶者の同居の親族
 - 記名被保険者または配偶者の別居の未婚^(※)の子
(※現在は独身であっても過去に婚姻歴がある場合には、未婚とはなりません。)

Q4 自動車保険の保険料に影響を与える要素には、どのようなものがありますか?

A4 POINT2およびPOINT3以外で保険料を決定する要素として、次のようなものが挙げられます。

■記名被保険者の運転免許証の色
「記名被保険者」の運転免許証の色がゴールドの場合、保険料が割引となる場合があります。

■お車の使用目的
業務用、通勤用、レジャー用など、お車の主な使用目的によって、保険料が異なる場合があります。

■お車の走行距離
年間走行距離によって、保険料が異なる場合があります。

■お車の安全装置等
エアバッグやABS(アンチロック・ブレーキング・システム)が備わっていたり、衝突安全ボディ構造を有していたりする場合、保険料が割引となる場合があります。

くるまの保険には、法律で契約が義務付けられている「自賠責保険(自動車損害賠償責任保険)」と任意で契約する「自動車保険」の2種類があります。

POINT 3

自動車保険には等級による割増・割引制度があります。

- 自動車保険には、事故の内容・回数に応じてお客様ごとに決定する等級(1等級～20等級)によって保険料が割増引される制度があります(この制度をノンフリート等級別料率制度といいます。)
- 初めて自動車保険を契約すると原則として6等級からスタートし、事故がなければ1年につき1等級上がり、逆に保険金を受け取る事故を起こすと、原則として事故1件につき3等級(事故の内容によっては1等級)下がります。
- また、事故を起こしたお客様は原則として事故1件につき3年間(事故の内容によっては1年間)、事故有の割増率が適用されます(この期間を事故有係数適用期間といいます)。この結果として、同じ等級であっても、事故を起こしたお客様は、事故を起こしていないお客様と比較して保険料が高く設定されます。
- 事故有係数適用期間の計算方法と適用例は右図を参照ください。

■事故有係数適用期間の計算方法(1年契約の場合)

$$\text{事故有係数適用期間(上限:6年)} = \left[\text{前契約の事故有係数適用期間} - 1年 \right] + \left[\text{等級のダウン数に応じた年数(例)3等級下がる場合は「3年」} \right]$$

※カッコ内の計算がマイナスの場合は「0年」として計算する

■適用例



Q5 無事故で、今回と同じ車、契約内容も同じであったにもかかわらず、次年度の契約で保険料が上がると言われたのですが、なぜですか？

A5 保険会社が自家用(普通・小型)乗用車の保険料を決める要素の一つとして、車種(型式)ごとの損害率(保険成績)があり、毎年1回、型式ごとの損害率の状況に基づいて保険料の見直しが行われています。

したがって、契約されているお車について、契約者自身は事故を起こしていなくても、同じ車種の他の契約者に事故が多かった場合は、その車種全体の次年度の保険料が上がってしまうことがあります。

ひとくちメモ ②

自動車保険には、補償内容を充実させたり、補償範囲を広げたりするような各種の特約が用意されています(例:弁護士費用特約、車内携行品補償特約、ファミリーバイク特約、個人賠償責任特約など^(※))。ただし、これらの特約をセットした場合、保険料が割増となるため、契約にあたってはご自身にとって本当に必要なかどうかを十分見極める必要があります。

※特約の名称は保険会社ごとに異なる場合があるほか、保険会社によっては取扱っていない特約もあります。

Q6 契約している保険会社を保険期間の途中で変更する場合に注意しなければならないことは何ですか？

A6 契約している保険会社を保険期間の途中で変更する場合、前の契約の等級を新たな契約に継承できるケースがありますが、等級を継承するためには、前の契約の解約日と新たな契約の始期日を同日にする必要があります。解約日と始期日が一致しない場合、等級を継承できないことがあるので、注意が必要です。

ひとくちメモ ③

保険の満期が近づくと代理店または保険会社からハガキなどで案内がありますが、同一内容で契約更新するか否か等を含め、満期の管理は契約者ご自身で行う必要があります。

自動車保険は1年ごとに更新するタイプが一般的であるため、うっかり契約更新を忘れて無保険状態で自動車を使用することがないように十分注意する必要があります。また契約更新を忘れてしまうと、自動車保険の等級(割引)を引き継げないことがあります。



火災保険

住まいの保険を契約するための手引

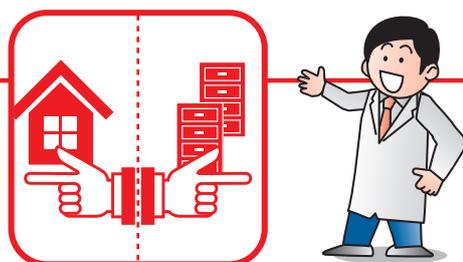
住まいの保険には、火災や風水害などの自然災害による建物や家財の損害が補償される「火災保険」と地震・噴火・津波による建物や家財の損害が補償される「地震保険」があります。

！ 契約にあたってのご注意

POINT 1

建物と家財それぞれに契約金額を設定する必要があります。

- 持ち家にお住まいの場合は建物と家財、賃貸住宅にお住まいの場合は家財を対象として、火災保険を契約することができます。建物と家財を対象とする場合は、それぞれに契約金額を設定する必要があります。
- 持ち家にお住まいの場合、建物のみを対象として契約すると家財は補償されません。
※ 住宅購入のために金融機関などから融資を受ける際に、あわせて火災保険を契約する場合がありますが、この火災保険は建物のみを対象としていることが一般的です。
- 家財を対象とした火災保険を契約する場合、1個または1組の価額が30万円を超える貴金属、宝石、美術品などは、契約時に申込書に明記しないと補償の対象とならない場合があります。このようなものを「明記物件」といいます。



? よくあるご質問

Q1 契約金額の設定方法には、どのような方法がありますか？

A1 火災保険の契約金額は、「再調達価額」をもとに設定する方法と「時価」をもとに設定する方法があります。

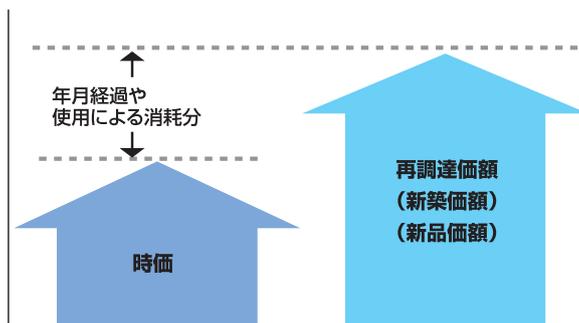
なお、契約金額が再調達価額や時価を上回っている場合、再調達価額や時価を超える部分については保険金を受け取ることができません。

■「再調達価額」(同等の建物や家財を新たに建築したり購入したりするのに必要な金額)をもとに設定する方法
いわゆる「新築価額」、「新品価額」である「再調達価額」をもとに契約金額を設定しておく、保険金だけで同等の建物を建築したり、同等の家財を購入することができます。

■「時価」(再調達価額から使用による消耗分を差し引いた金額)をもとに設定する方法

その時点の価値である「時価」をもとに契約する場合は、建物や家財の契約金額を時価いっぱい設定しておく必要があります。時価を下回る契約金額を設定した場合、受け取る保険金の額は損害額どおりとならないことがあります。

※再調達価額や時価は年月の経過によって変化していきますので、契約を継続するときには契約金額を見直す必要があります。



POINT 2

建物の構造や用途をご確認ください。

●火災保険は保険の対象となる建物(家財を対象とする場合はその家財を収容する建物)の構造や用途などにより保険料が異なります。

※構造については、建築確認申請書等の確認書面をご用意のうえ、代理店または保険会社にお問い合わせください。

用途の主な例

専用住宅	住居のみに使用されている建物
共同住宅	マンションなどの集合住宅建物
併用住宅	店舗などと併用している居住用建物



POINT 3

地震による火災は火災保険では補償されません。

●地震や噴火、またはこれらによる津波による火災(延焼・拡大した損害を含みます。)は、火災保険では補償されません。

●地震や噴火、またはこれらによる津波による建物の倒壊や火災などの損害に備えるには、火災保険とセットで地震保険を契約する必要があります。



Q2 台風による強風で屋根瓦が損壊しました。火災保険ではこのような損害も補償されますか？

A2 火災保険では、火災による損害だけでなく、強風、雹(ひょう)や雪による損害が補償されるほか、洪水などによる損害が補償される商品もあります。

ただし、これらの損害に対しては、損害額が一定以上の場合にのみ補償されたり、支払われる保険金に限度額が設定されていたりする場合があります。



Q3 隣家からの「もらい火」で自宅が火災にあってしまった場合の補償はどうなりますか？

A3 「失火の責任に関する法律」では、失火した者(この場合は隣家)に重大な過失がない限り損害賠償責任は生じないと定められており、隣家から賠償が受けられないおそれがあります。

自宅で火災を起こさないように気をつけていても、このような「もらい火」で思わぬ損害を受けるリスクがありますので、万一来て火災保険を契約しておくことが大切です。





住まいの保険を契約するための手引

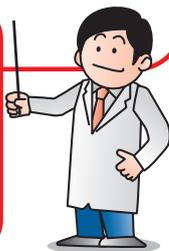
地震保険

! 契約にあたってのご注意

POINT 1

地震保険は単独では契約できません。

- 地震保険を単独で契約することはできず、必ず火災保険とセットで契約することになっています。
- 火災保険の契約期間の途中からでも地震保険を契約することができます。
- 火災保険の契約時に地震保険を契約しない場合は、火災保険の申込書に、「地震保険は申し込まない」ことを確認する印を押すことになっています。押印する際には、地震保険による備えが本当に不要であるかをご確認ください。



POINT 2

住居に使用される建物と家財が対象となります。

- 地震保険の対象は、住居のみに使用される建物(専用住宅)、住居と店舗などを併用している建物(併用住宅)および家財(生活用動産)です。
- 家財のうち、1個または1組の価額が30万円を超える貴金属、宝石、美術品などは地震保険の対象となりません。明記すれば補償の対象となる火災保険とは異なりますのでご注意ください。(P8 火災保険 POINT1参照)



? よくあるご質問

Q1 地震保険にはどのような保険料の割引制度がありますか?

A1 地震保険には、建物の免震・耐震性能に応じた4つの保険料の割引制度があります。ただし、重複して割引の適用を受けることはできません。

また、割引の適用を受けるためには、所定の確認資料の提出が必要です。

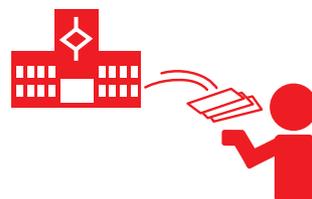
- 免震建築物割引**
「住宅の品質確保の促進等に関する法律」に基づく免震建築物である場合
- 耐震等級割引**
「住宅の品質確保の促進等に関する法律」に基づく耐震等級を有している場合
- 耐震診断割引**
地方公共団体等による耐震診断または、耐震改修の結果、改正建築基準法(昭和56年6月1日施行)における耐震基準を満たす場合
- 建築年割引**
1981年6月以降に新築された建物である場合

Q2 地震保険を契約していると税制上のメリットがあるのですか?

A2 地震保険契約者には、税制上の優遇措置があります。その年にお支払いいただいた地震保険料のうち一定の金額が所得金額から控除されます。

	所得税	個人住民税
控除対象額	地震保険料の全額 (最高50,000円)	地震保険料の1/2 (最高25,000円)

※ 詳細は、当協会のホームページ(<http://www.sonpo.or.jp>)をご覧ください。また、代理店または保険会社にお問い合わせください。



住まいの保険には、火災や風水害などの自然災害による建物や家財の損害が補償される「火災保険」と地震・噴火・津波による建物や家財の損害が補償される「地震保険」があります。

POINT 3

契約金額は火災保険の50%が 限度となります。

- 地震保険の契約金額は、セットで契約する火災保険の契約金額の30%~50%の範囲内で設定します。ただし、建物は5,000万円、家財は1,000万円が限度となります。
- 地震は、いつどこで発生するか予測できず、大規模な地震災害が発生した場合、被害は広域にわたり、損害額も巨額となることから、地震保険では、「地震保険に関する法律」の規定に基づき補償内容が制限されています。



POINT 4

損害の程度(3区分)に応じて 補償されます。

- 地震保険は、大地震により、たくさんの建物や家財に損害が発生した場合でも、保険金ができるだけ速やかに支払われるよう、損害の程度を「全損」、「半損」、「一部損」の3つに区分しています。
- 建物や家財が3つの区分のいずれかに該当したときに、損害の程度に応じて補償されます。

損害の程度	支払われる保険金
全 損	契約金額の100%(時価が限度)
半 損	契約金額の50%(時価の50%が限度)
一部損	契約金額の5%(時価の5%が限度)

※「全損」「半損」「一部損」の判定基準については、代理店または保険会社にお問い合わせください。



Q3 契約期間の途中から契約金額を増額することはできますか？

A3 増額後の契約金額が火災保険の契約金額の30%~50%の範囲(建物5,000万円、家財1,000万円が限度)であれば、契約金額を増額することができます。
ただし、大規模地震対策特別措置法に基づく警戒宣言が発令された場合、東海地震に係る地震防災対策強化地域内に所在する建物や家財については、新たに地震保険を契約することのほか、契約金額を増額することもできません。



Q4 地震保険の補償内容や保険料は保険会社により異なるのでしょうか？

A4 地震保険は、「地震保険に関する法律」に基づいて政府と各保険会社が共同で運営しています。このため、補償内容や保険料は、どこの保険会社でも同じです。また、損害の程度(「全損」「半損」「一部損」)の判定基準も同様です。





傷害保険

からだの保険を契約するための手引

からだの保険には、ケガが補償される「傷害保険」や、ケガに加えて病気が補償される「医療保険」などがあります。

！ 契約にあたってのご注意

POINT 1

病気は傷害保険では補償されません。

- 傷害保険は、「ケガ」に備える保険であり、「病気」は補償の対象になっていません。「ケガ」だけでなく「病気」にも備えるには、病気も補償の対象とする医療保険を契約する必要があります。
- 契約にあたっては、「ケガ」の補償だけでよいのか、「ケガ」と「病気」の両方の補償が必要なのかについて、よく検討し、契約しようとしている保険が「ケガ」だけを補償するのか、「ケガ」と「病気」の両方を補償するのかについて、十分に確認したうえで、ご契約ください。
- 傷害保険では、主に次の保険金が支払われます。



死亡
保険金



後遺障害
保険金



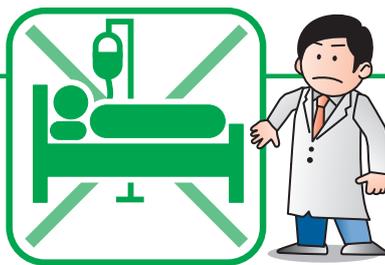
入院
保険金



手術
保険金



通院
保険金



? よくあるご質問

Q1 傷害保険では、どんなケガでも補償されるのですか？

A1 傷害保険には、日常生活全般の事故によるケガを補償するもの、主として交通事故によるケガを補償するもの、旅行中・レジャー中のケガを補償するものなど、さまざまな種類がありますので、ニーズにあったものをご契約ください。

Q2 支払われる保険金の額は、どのようにして決めればよいですか？

A2 契約時に、それぞれの契約金額について、被保険者（補償の対象となる方）の年齢や収入などを参考に、一定の金額を設定します。契約金額の設定にあたっては、未成年者等には高額の設定ができないなど制限がある場合があります。詳細は代理店または保険会社にご確認ください。

ひとくちメモ ①

自転車事故に備える

自転車事故ではご自身がケガを負うリスクに加え、相手にケガを負わせ、損害賠償責任を負うリスクがあります。特に損害賠償責任を補償する保険に加入していない場合には、高額な賠償額を自己負担しなければならない可能性があります。

自転車事故による損害賠償責任には、ケガを補償する傷害保険に個人賠償責任特約^(※)をセットすることや、自動車保険・火災保険に個人賠償責任特約^(※)をセットすることで備えることができます。

なお、ご本人やご家族が既に加入している保険に個人賠償責任特約^(※)をセットしている場合、補償が重複する可能性があります。ご契約の際は既に加入していないか、ご自身の契約内容をお手持ちの保険証券でご確認ください。

(※) 特約の名称は保険会社ごとに異なる場合があるほか、保険会社によっては取扱っていない場合があります。



POINT 2

契約時に、職種などを正しく告知しないと、補償されることがあります。

- 傷害保険では、職種などにより保険料が異なることがあり、契約時に被保険者(補償の対象となる方)の職種などを告知(申込書等に記入)するのが一般的です。
- また、同じ被保険者に対する他の保険契約(共済契約を含みます。)の有無などについても、契約時に告知を求められる場合があります。
- 告知した内容が事実と異なっていると、契約が解除されたり、保険金が支払われない場合があります。

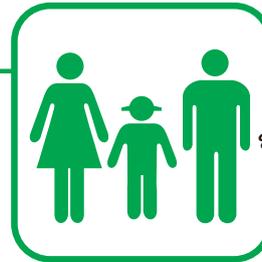


POINT 3

被保険者(補償の対象となる方)の範囲をご確認ください。

- 傷害保険には、申込書の被保険者欄に記載した方だけを補償する「個人型」だけでなく、被保険者本人とその家族のケガを補償する「家族型」もあります。

※ 他人(契約当事者以外の者)を被保険者とする場合は、その被保険者の同意が必要です。ただし、死亡保険金のみの契約を除き、被保険者または相続人が保険金受取人である場合は不要です。



Q3 海外では治療費が高額となるようですので、特に現地での病気が心配です。海外旅行傷害保険では病気は補償してもらえないのですか？

A3 海外旅行傷害保険(「海外旅行保険」と呼ばれることもあります。)では、海外旅行中に被ったケガだけでなく、「病気」を補償の対象とできることも特徴のひとつです。

また、この海外旅行傷害保険では、海外旅行中に被ったケガや病気のほか、例えば、旅行中の携行品損害、賠償損害、万一の事故の際に家族が現地に駆けつけるための交通費や現地滞在費などを補償することもできます。



ケガ



物の損害



賠償責任



病気

ひとくちメモ ②

海外旅行傷害保険は、旅行行程中のケガや病気を補償する保険ですので、旅行に行く都度、加入手続きをする必要があります。

Q4 家族型の傷害保険は、家族であれば、だれでも補償してもらえるのですか？

A4 家族型の傷害保険では、家族全員を無制限に対象とするのではなく、配偶者のほか、被保険者本人・配偶者と「生計を共にしていること」や「同居していること(ただし未婚^(※)の子供は別居でも可)」などの条件を満たした親族を対象とするのが一般的です。

※ 現在は独身であっても、婚姻歴がある場合には、未婚とはなりません。

ひとくちメモ ③

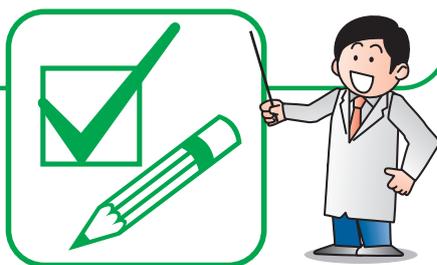
傷害保険における「家族」とは、一般的に次の方々をいいます。

- 被保険者本人の配偶者
- 被保険者本人または配偶者と生計を共にする同居の親族
- 被保険者本人または配偶者と生計を共にする別居の未婚の子

！ 契約にあたっての注意

POINT 1
契約時に、健康状態を正しく告知しないと、補償されることがあります。

- 医療保険では、契約時に被保険者（補償の対象となる方）の現在の健康状態や過去の病歴などを申込書や告知書に記入します。
- 事実を偽って記入するなど不適切な申告がなされると、契約が解除されたり、保険金が支払われない場合があります。
- 保険会社によっては、すでにケガや病気をしている人でも、特別な条件（割増保険料・特定疾病不担保など）を付けて契約できる場合があります。



POINT 2
契約前に発病した病気については、補償されることがあります。

- 契約上の責任が開始する日（責任開始日）よりも前に発病（始期前発病）した病気については、契約時に正しく告知しても、保険金が支払われない場合があります。
- ※保険会社によっては、責任開始日から一定期間経過後に入院等をした場合には、責任開始日以降の発病とみなして、保険金を支払う場合があります。
- また、契約時に自覚症状がなくても、その病気が責任開始日より前に発病したものであれば、保険金が支払われない場合があります。



？ よくあるご質問

Q1 医療保険では、どのような保険金が支払われますか？

A1 ケガや病気による医療費の負担に備える保険であるため、通常、死亡保険金はなく、入院保険金や手術保険金などが支払われるのが一般的です。
 また、退院後の通院や先進医療費用・葬祭費用などに関する補償についても、契約者の希望により追加で契約できる場合があります。



など

Q2 手術を受けたのに、手術保険金が支払われないが、どうしてでしょうか？

A2 手術保険金の対象となる手術は保険約款で定められており、これに定められた手術以外については、保険金支払いの対象となりません。
 同様に、入院保険金についても、ケガや病気の治療を目的とした入院である必要があり、人間ドックなどの検査入院や出産（正常分娩）、美容整形のための入院は、保険金支払いの対象とならないのが一般的です。



からだの保険には、ケガが補償される「傷害保険」や、ケガに加えて病気が補償される「医療保険」などがあります。

POINT 3

入院保険金の支払条件をご確認ください。

- 入院保険金の支払いには、以下のとおりいろいろな条件がありますので、契約時に必ずご確認ください。
 - ・入院して何日目から支払われるか
 - ・1回の入院で何日間支払われるか(1入院支払限度日数)
 - ・契約期間を通じて何日間支払われるか(通算支払限度日数) など

※退院後、入院の原因となった病気等によって再入院した場合、後の入院は前の入院とあわせて「1回の入院」とみなされます(前後の入院日数を合算して支払限度日数を適用します)。ただし、退院後一定期間(例えば180日)を経過している場合には、別の入院として取り扱われます。



POINT 4

契約期間には定期タイプと終身タイプとがあります。

- 医療保険には、契約期間があらかじめ定められた定期タイプ(5年、10年など)と、被保険者(補償の対象となる方)が死亡するまで契約期間が継続する終身タイプがあります。
- 定期タイプの場合には、万一の際に保険が付いていないということがないように、満期日の管理と契約の継続手続きをきちんと行う必要があります。ただし、保険料は、継続時の年齢によって決まるので、継続契約の保険料は、継続前の契約より高くなるのが一般的です。
- 定期タイプでは、高齢になると継続できない場合があります。



Q3 「がん」には、がん保険に加入しないと備えることはできませんか?

A3 医療保険でも「がん」に備えることはできますが、がん保険は、補償の対象を「がん」に特化した医療保険で、がんと診断されたときに診断保険金が支払われたり、入院保険金の支払日数に制限がないなど、がんに対する補償内容が厚くなっているのが一般的です。

なお、がん保険では、通常、契約期間の初日から一定期間(例えば90日)以内に診断された「がん」については、保険金が支払われません。

Q4 医療保険の契約を検討しています。どの程度備えればよいですか?

A4 必要な補償額は、個人により異なりますが、病気やケガで入院した場合、医療費の自己負担額のほか、差額ベッド代や身の回り品の購入費、見舞いのための家族の交通費などがかかる場合があります。

一方、健康保険などの公的医療保険制度には、「高額療養費制度」があり、1か月の医療費の自己負担額が一定額を超えた場合、本人の申請に基づき、その超過額が払い戻されます。

※自己負担額が一定額を超える場合、立て替え払いを求められるケースがありますが、事前に所定の手続きを行えば、窓口で立て替え払いをする必要はありません。

したがって、医療保険の契約金額の設定にあたっては、医療保険でどこまで備えたいかをご検討のうえ、適切な金額で設定する必要があります。

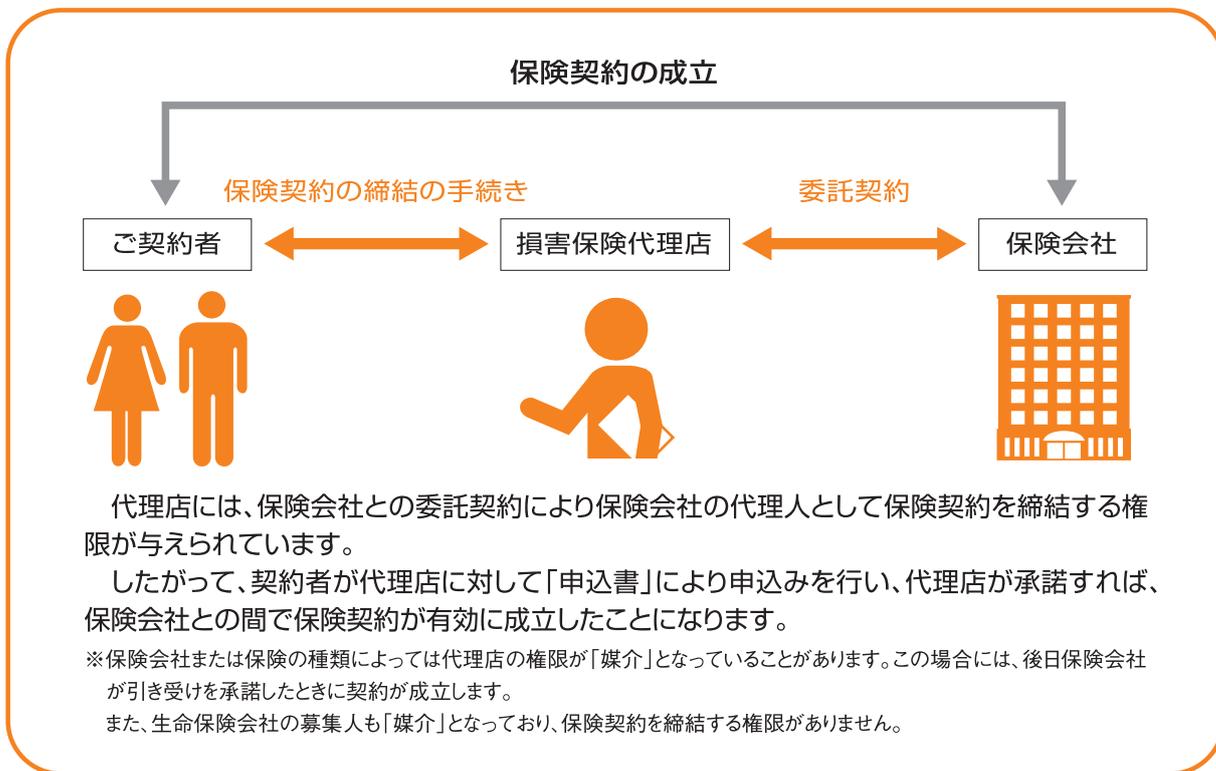
I 損害保険代理店とは

損害保険契約は、契約者と保険会社との契約ですが、その手続きは損害保険代理店(以下「代理店」といいます。)を通じて行うことが最も多くなっています。

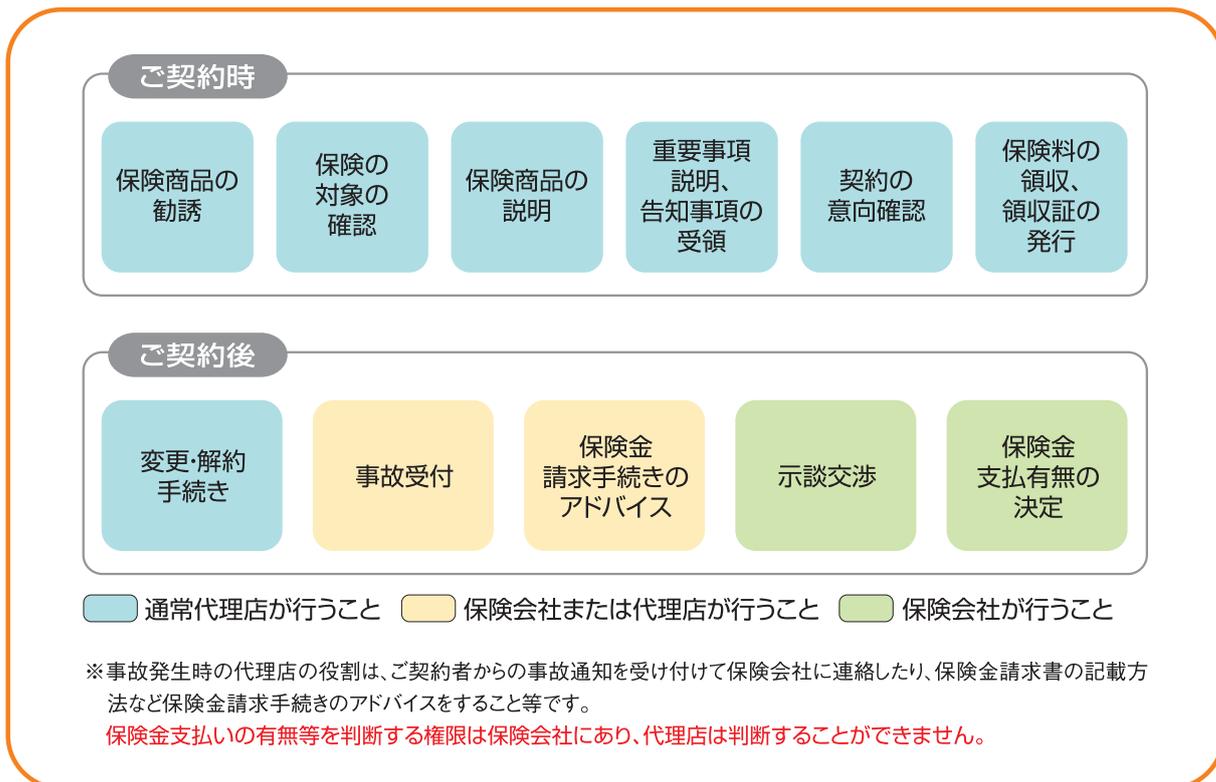
したがって、契約者は直接契約手続きをする代理店についてよくご理解いただく必要があります。ここでは、代理店の一般的な役割等について説明します。

※電話、通信販売、インターネット、保険会社の社員または窓口等で保険会社と直接手続きする場合があります。

● 代理店の役割



● 代理店の主な業務



● 代理店の委託先 (どのような人やお店が代理店になっているか)



消費者の皆さまが損害保険に加入しやすいように、保険会社は、専門の代理店以外にも幅広い分野の業種に代理店を委託しています。

例えば、自動車の購入と同時に自動車保険に加入できるように自動車販売店に委託したり、住宅購入と同時に火災保険に加入できるように住宅販売会社や銀行に委託しています。

また、代理店には、1社の保険商品のみを販売している専属代理店と、複数の保険会社の保険商品を販売している乗合代理店があります。

※代理店は内閣総理大臣の登録を受けることが義務付けられており、代理店に所属して保険募集を行う者は内閣総理大臣への届出が義務付けられています。

※各保険会社は、代理店の登録、募集人の届出に先立ち、日本損害保険協会が実施する「損害保険募集人試験」の合格などによる事前教育を義務付けているため、代理店に所属する募集人は、一定の資質が確保されています。

● 代理店が契約者へ損害を与えたときの保険会社の責任

代理店が、万一、保険商品の説明や契約手続きなど、保険募集についてご契約者に損害を与えた場合には、代理店および保険会社がその責任を負います。

参考 損害保険が契約できるお店・場所について (2013年3月末現在)

損害保険が契約できるお店・場所の種類		店数	構成比
保険商品の販売を専門に行う代理店(専業代理店)		30,628	15.7 %
専業代理店以外の代理店(兼業代理店)	自動車関連業(自動車販売店、自動車整備工場)	101,063	51.9 %
	不動産業(賃貸住宅取扱会社、住宅販売会社)	24,925	12.8 %
	卸売・小売業(自動車関連業を除く)	6,292	3.2 %
	建築・建設業	4,519	2.3 %
	公認会計士、税理士、社会保険労務士等	4,011	2.1 %
	旅行業(旅行会社、旅行代理店)	2,619	1.4 %
	運輸・通信業	2,094	1.1 %
	金融業(銀行等、銀行等の子会社、生命保険会社、消費者金融会社)	1,750	0.9 %
	うち銀行等(銀行、信用金庫、信用組合、農協)	1,166	0.6 %
	その他	16,800	8.6 %
合計	194,701	100.0 %	

※専業代理店以外の代理店の場合は、その代理店の業務に関連する保険商品のみを取り扱っている場合があります。

参考 専属代理店と乗合代理店 (2013年3月末現在)

分類	店数	構成比
専属代理店	147,603	75.8 %
乗合代理店	47,098	24.2 %
合計	194,701	100.0 %

II 契約後にご注意いただきたい事項

1 契約のクーリング・オフ

クーリング・オフとは、契約の申し込み後であっても、契約の申し込みの撤回または契約の解除ができる制度のことです。損害保険契約では、一般的には以下のような取扱いになっています。

- ・クーリング・オフができる契約：契約期間が1年を超える長期契約
- ・クーリング・オフができない契約：契約期間が1年以内の契約

ただし、損害保険契約は、契約期間が1年以内の契約が大半であるため、ほとんどの場合、クーリング・オフができません。

※クーリング・オフをする場合は、申込日またはクーリング・オフに関する説明書を受け取った日のいずれか遅い日からその日を含め8日以内に、ハガキなどにより郵送で保険会社に申し出る必要があります。契約期間が1年超の契約であっても、クーリング・オフの対象にならない場合があります。詳細については、代理店または保険会社にお問い合わせください。

2 契約の継続手続き

- 損害保険契約の契約期間は、多くの場合1年間です。ただし、1年を超える長期契約や1年未満の短期契約もあります。
- 保険契約は満期が来ると通常は継続ができます。満期日のチェックと継続手続きは、契約者自身の責任で行うことが原則です。

※保険会社では、契約の継続手続き忘れを防ぐために、ほとんどの場合、満期日の到来前にハガキなどで契約者宛に満期の案内を行っていますので、必ずその内容をご確認ください。また、保険の種類によっては、契約の時点で、満期時に同一内容で契約が自動的に継続されるよう設定することもできます。詳細は、代理店または保険会社にお問い合わせください。

3 契約内容の変更(通知義務)

- 契約期間の途中で告知事項のうち保険会社が通知を求めたものに変更が生じた場合は、契約者または被保険者(補償の対象となる方)は代理店または保険会社にその旨を連絡する必要があります。これを「通知義務」といいます。
- 通知義務に違反すると契約を解除されたり、保険金が支払われないことがありますので、例えば次のような場合は遅滞なく連絡してください。

自動車保険の場合 ※1	・契約の車の用途車種、登録番号を変更したとき ・契約の車の使用目的を変更したとき
火災保険の場合 ※2	・改築により建物の構造・用途が変更となったとき ・家財を対象とした契約で、家財を他の場所に移転したとき
傷害保険の場合	・転職して職種が変わったとき

※1 ご契約の車を入替する場合(新たに取得した車と入替をする場合など)は、事前に代理店または保険会社にその旨を連絡する必要があります。

※2 保険の対象物を譲渡する場合で、契約の継続を希望されるときは、事前に代理店または保険会社にその旨を連絡する必要があります。事前に連絡しなかった場合は、その契約は効力を失いますのでご注意ください。

- 契約内容を変更する場合、保険料を追加して払い込む必要があるケースや、保険料の一部が返れいされるケースがあります。また、ご希望の条件によるお引き受けができないことがあります。

4 契約の解約

- 契約期間の途中で解約のお申し出があった場合は、原則残りの契約期間に応じて保険料が返れいされます。返れいされる金額は、契約内容などにより異なります。ただし、保険会社の経費に充てられる部分が差し引かれるため、残りの契約期間分の保険料が全て返れいされるわけではありません。
- 例えば契約期間が1年・保険料一括払いの契約で、契約期間の開始日から6か月後に解約しても、払い込まれた保険料の半部分が返れいされるわけではありません。
- 傷害保険や医療保険などにおいて、被保険者(補償の対象となる方)が契約者以外の方である場合で、所定の要件を満たす場合には、被保険者による契約(その被保険者の部分に係わる部分に限ります。)の解除請求が可能です。解除の条件やお手続き方法等の詳細は代理店または保険会社にお問い合わせください。

5 保険金の請求

- 交通事故や火災、またケガや病気など、契約している保険で補償される事故が発生した場合は、代理店または保険会社に直ちにご連絡ください。なお、事故の連絡だけでは、保険金を請求したことにはなりませんので、保険会社の案内に沿って手続きを行ってください。

❗ここにご注意!

- 交通事故の場合は、ケガ人の救護や警察への連絡を行うとともに、相手方、目撃者の連絡先をご確認ください。また、事故にあった車を修理するときや、相手方と示談する場合は、必ず事前に保険会社に相談して了解を得てください。保険会社の事前了解がないと、保険金が支払われない場合があります。
- 自動車保険の対人賠償保険・対物賠償保険の保険金の支払いにあたり、被害者にも過失があると、その割合に応じて損害賠償額が減額されます。これを「過失相殺(かしつそうさい)」といいます。例えば、交差点での出会い頭の事故などの場合、加害者・被害者双方に一定割合の過失があるとされています。
- 保険の種類によっては、損害に対する補償に加えて、その損害に伴う諸費用に対して保険金(費用保険金)が支払われるものがあります。これらの内容については、保険会社から提供される「契約概要」のほか、保険約款やパンフレットなどをご確認ください。

例 (自動車保険)・被害者が死亡した場合にかかる臨時費用など
(火災保険)・焼け跡の後片付けにかかる費用や仮住まいにかかる臨時費用など

- 被保険者(補償の対象となる方)が保険金受取人になる保険契約では、被保険者自身に保険金を請求できない事情があり、被保険者の代理人がいない場合に、配偶者や3親等以内の親族のうち一定の条件を満たす方が被保険者の「代理請求人」として、保険金を請求できる制度があります。詳細は、代理店または保険会社にお問い合わせください。
- 保険会社は、必要となる書類をご提出いただく等、必要な手続きを完了した日から所定の期間(通常、その日を含めて30日以内)に保険金を支払うために必要な事項の確認を終えて保険金をお支払いします。(特別な照会または調査が不可欠な場合には、保険会社は確認が必要な事項およびその確認を終える時期を被保険者に通知し、約款に定める日数を経過する日までに保険金をお支払いします。)

6 その他

■個人情報の取扱い

契約に関する個人情報は、厳格に管理され、保険会社における契約の締結に関する判断や、保険金の支払いに関する手続きなどに利用されます。

※詳細は、代理店または保険会社のプライバシーポリシー(個人情報保護宣言)等をご確認ください。

■保険会社が破綻した場合

損害保険の契約をした保険会社が破綻した場合、保険金などが削減されることがあります。そのような場合に備え、損害保険契約者保護制度が設けられています。損害保険契約者保護機構は、自動車保険・火災保険などの保険契約について、保険会社が破綻した場合であっても、破綻後3か月以内に生じた保険事故に関する保険金が全額支払われるよう補償します。ただし、保険の種類や契約者によっては、一定限度の補償となったり、補償の対象とならないものもあります。

※損害保険契約者保護機構や、補償の対象となる契約の詳細については、代理店または保険会社にお問い合わせください。

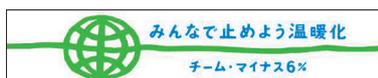
一般社団法人 日本損害保険協会

〒101-8335 東京都千代田区神田淡路町2-9 <http://www.sonpo.or.jp/>



かけがえない環境と安心を守るために
一般社団法人 日本損害保険協会はISO14001を
認証取得しています。

JQA-EM1791
本部および関東支部



くるまから離れるときは必ずキーを
抜きドアをロックしましょう。
イモビライザは、とても効果的な
盗難防止装置です。



2013.10. D